

戸田市契約業務に係る働きかけへの対応要領

平成30年11月30日市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負、設計、調査及び測量の業務委託、土木施設維持管理の業務委託、清掃、警備等の役務の提供に係る業務委託、物品の製造の請負、買入れ、修理及び売払い並びに事務機器、土地等の賃貸借その他の入札及び契約並びにこれらに関連する業務（以下「契約業務」という。）について、職員が企業、企業団体その他の団体の構成員、事業を行う個人、国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長、行政機関の職員（退職した職員を含む。）等（以下「関係者」という。）から受ける働きかけへの対応について必要な事項を定めることにより、契約業務の公平性、公正性及び透明性の一層の向上を図るとともに、情報の共有化による組織としての適切な対応を徹底することを目的とする。

(対象となる働きかけ)

第2条 この要領の対象となる働きかけは、個別具体の契約業務に関するものであって、当該契約業務の公正な執行を損なうおそれのあるものとし、勤務時間の内外にかかわらず、関係者から職員に対して行われる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 発注方法、発注基準、参加資格要件、仕様等について、特定の事業者が参加できるよう又はできないよう便宜を要求する行為
- (2) 指名競争入札又は随意契約について、特定の事業者を指名すること又は指名しないことを要求する行為
- (3) 随意契約について、特定の事業者を契約の相手方とできるよう又はできないよう便宜を要求する行為
- (4) 公開前に設計額、予定価格、最低制限価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、参考見積金額等に関する情報を要求する行為
- (5) 公開前に入札若しくは見積参加者又は指名業者の名称、数等に関する情報を要求する行為
- (6) 下請負業者の選定に関する元請負業者へのあっせん、紹介等を要求する行為
- (7) 契約変更に関する協議等における不当な便宜を要求する行為
- (8) 特定の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれがあることを要求する行為
- (9) その他契約業務に関する秘密に属する情報等を要求する行為

(対象とならない働きかけ)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為は、この要領の対象となる働きかけにあたらぬものとする。

- (1) 市議会、委員会、審議会、審査会、公聴会等の不特定多数の者が傍聴できる公開の場で行われた要望等の行為
 - (2) 要望書、陳情書、提言書その他書面によるもので、特定の事業者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがない要望等の行為
 - (3) 公共調達制度全般に対する要望、陳情、提言、意見等に留まる行為
 - (4) 単に事実又は手続きの確認であることが明らかな行為
 - (5) 公然の前で行われた、社会通念上における営業行為の範囲内であることが明らかな行為
- (職員の責務)

第4条 職員は、働きかけを受けたときは、当該働きかけに応じてはならず、当該働きかけを行った関係者に対して、応じられない旨を明らかにしなければならない。

2 職員は、働きかけを受けたときは、関係者の名称、役職名、氏名、連絡先等の確認に努めるものとし、執務室周辺のカウンター、打合せスペースその他公然の前において、複数で対応するものとする。

3 職員は、働きかけを受けたときは、当該働きかけを行った関係者に対して、働きかけを受けたこと及びその内容を記録する旨を伝えなければならない。ただし、次に掲げる働きかけの場合は、この限りでない。

- (1) 特定の事業者の名称等を具体的に示し、当該事業者により有利となる発注方法、発注基準、参加資格要件、仕様等を要求する行為
- (2) 特定の事業者の名称等を具体的に示し、当該事業者を指名すること又は契約の相手方とすることを要求する行為
- (3) 公開前に設計額、予定価格、最低制限価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、参考見積金額等に関する情報を要求する行為
- (4) 公開前に入札若しくは見積参加者又は指名業者の名称、数等に関する情報を要求する行為
- (5) 特定の事業者を具体的に示し、元請負業者へ当該事業者を下請負業者に選定させることを要求する行為

(記録及び報告)

第5条 職員は、働きかけを受けたときは、速やかに当該働きかけの内容について、契約業務に係る働きかけ対応報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）に記録し、当該職員の所属する課等の長（以下「所属長」という。）に報告しなければならない。

2 所属長は、前項に定める報告を受けたときは、働きかけを受けた職員への指示事項等を報告書に付記し、総務部管財入札課長に報告するものとする。

3 総務部管財入札課長は、前項に定める報告書の提出を受けたときは、戸田市公共調達審査委員会（戸田市公共調達審査委員会規則（平成20年規則第

15号) 第1条に規定する戸田市公共調達審査委員会をいう。)の審議を経て、市長に報告するものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、職員は、働きかけを受けた場合において、当該働きかけを行った関係者に働きかけを行った認識がないと認められ、かつ、働きかけを受けたこと及びその内容を記録する旨を伝え、当該関係者が自ら直ちに当該働きかけを撤回したときは、報告を行わないことができる。

(報告書の確認)

第6条 働きかけを受けた職員は、報告書を作成するに当たり、事実と誤りがないよう留意するものとし、働きかけを行った関係者から報告書の記録内容について確認を求められた場合は、当該関係者に確認を行い、署名による了解を得ることに努めるものとする。ただし、第4条第3項ただし書に掲げる働きかけの場合は、関係者に対する確認は行わないものとする。

- 2 前項に定める確認の結果、働きかけを行った関係者から報告書の記録内容の訂正を求められた場合において、事実に基づき当該記録内容を訂正したときは、当該関係者に確認を行い、署名による了解を得ることに努めるものとする。

- 3 総務部管財入札課長は、第5条第3項に定める戸田市公共調達審査委員会における審議を行う場合において、働きかけを行った関係者から報告書の記録内容についての確認を行う必要があると認められるときは、当該関係者に対して事情を聴取し、その内容について契約業務に係る働きかけ事情聴取書(第2号様式)を作成するものとする。

(対応の措置)

第7条 市長は、第5条第3項に定める報告を受けたときは、契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、働きかけの内容に応じて組織として必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、働きかけを行った関係者が、戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則(平成25年規則第6号)又は戸田市物品購入等入札参加資格に関する規則(平成25年規則第19号)に基づき市の競争入札に参加する資格を有する者(以下「有資格業者」という。)である場合において、当該働きかけが戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成27年3月19日市長決裁)別表第2に定める措置要件のいずれかに該当したときは、当該有資格業者に対して一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等を措置するものとする。

- 3 総務部管財入札課長は、働きかけにより利益を得る者が明らかな場合において、当該働きかけを行った関係者と当該利益を得る者が別であり、かつ、当該利益を得る者が有資格業者であるときは、当該利益を得る者に対して事情を聴取し、その内容について契約業務に係る働きかけ事情聴取書を作成す

るものとする。

(報告書の公開)

第8条 市長は、報告書の内容を確認し、特に必要があると認めるときは、報告書の全部又は一部を公開することができる。

(要望等の記録)

第9条 職員は、働きかけにあたらぬ契約業務に係る要望等又は第5条第4項の規定により報告を行わないこととした働きかけを受けた場合において、その対応についての記録を必要とするときは、契約業務に係る要望等対応記録票(第3号様式)を作成するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 事務の参考に、別紙「戸田市契約業務に係る働きかけへの対応フロー」を添付する。

附 則

この要領は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

戸田市契約業務に係る働きかけへの対応フロー

【働きかけの対象となる者】

企業・組合・団体の構成員、個人事業者、国・地方公共団体の議員、地方公共団体の首長、国・都道府県・市町村の職員（退職した職員を含む）等

職員に対する働きかけの内容の確認①（第2条関係）

- 個別具体的な契約業務に関するもので、当該契約業務の公正な執行を損なうおそれがある※勤務時間内外問わず

該当する



該当しない



働きかけにあたらぬ

職員に対する働きかけの内容の確認②（第2・4条関係）

- 発注方法・基準、参加資格要件、仕様等に特定の事業者が参加できるよう又はできないよう便宜を要求する行為
- 指名競争入札又は随意契約について、特定の事業者を指名すること又は指名しないことを要求する行為
- 随意契約について、特定の事業者を契約の相手方とできるよう又はできないよう便宜を要求する行為
- 公開前に設計額、予定価格、最低制限価格、調査基準価格、参考見積金額等に関する情報を要求する行為
- 公開前に入札若しくは見積参加者又は指名業者の名称、数等に関する情報を要求する行為
- 下請負業者の選定に関する元請負業者へのあっせん、紹介等を要求する行為
- 契約変更に関する協議等における不当な便宜を要求する行為
- 特定の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれがあることを要求する行為
- その他契約業務に関する秘密に属する情報等を要求する行為

いずれかに該当する



いずれにも該当しない



働きかけにあたらぬ
※必要に応じて記録票(様式3)作成

職員に対する働きかけの内容の確認③（第3条関係）

- 市議会、委員会、審議会、審査会、公聴会等の不特定多数の者が傍聴できる公開の場で行われた要望等の行為
- 要望書、陳情書等によるもので特定の事業者への便宜、利益又は不利益の誘導のおそれがない要望等の行為
- 公共調達制度全般に対する要望、陳情、提言、意見等に留まる行為
- 単に事実又は手続きの確認であることが明らかな行為
- 公然の前で行われた、社会通念上における営業行為の範囲内であることが明らかな行為

いずれにも該当しない



いずれかに該当する



働きかけにあたらぬ

働きかけに対する職員の対応①（第4・9条関係）

- 働きかけに応じてはならず、当該働きかけを行った関係者に対して、応じられない旨を明らかにする。
- 関係者の名称、役職名、氏名、連絡先等の確認に努める。
- 執務室周辺のカウンター、打合せスペースその他公然の前において、複数で対応する。※単独で対応しない
- 働きかけを行った関係者に対して、働きかけを受けたこと及びその内容を記録する旨を伝える。※悪質なものを除く

報告を必要とする



報告を必要としない
※無認識・即撤回条件あり



必要に応じて記録票(様式3)作成

働きかけに対する職員の対応②（第5・6条関係）

- 働きかけの内容を報告書(様式1)に記録、所属長に報告する。※関係者から内容確認要請の場合は確認等実施
- 所属長は、働きかけを受けた職員への指示事項等を報告書に付記し、管財入札課長に報告する。

組織としての対応（第5・7条関係）

- 管財入札課長は、公共調達審査委員会を経て市長に報告する。
- 市長は、働きかけの内容に応じて組織として必要な措置を講ずる。

必要に応じた対応(第6～8条関係)

入札参加停止等措置、関係者・受益者からの事情聴取(様式2)、報告書の公開

第1号様式（第5条関係）

契約業務に係る働きかけ対応報告書

作成日： 年 月 日

記 録 者	(所属) (職) (氏名)
立 合 者	(所属) (職) (氏名)
対 応 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
対 応 手 段	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 郵便等 <input type="checkbox"/> その他()
対 応 場 所	<input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 打合せスペース <input type="checkbox"/> その他()
働 き か け を 行 っ た 関 係 者	(名称等) (職氏名) 名刺等 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (所在地) (電話等)
働 き か け の 経 緯	
働 き か け の 内 容	(該当要件)第2条第1項 [<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9]号
働 き か け へ の 対 応	
所 属 長 報 告	年 月 日 時 分
所 属 長 の 指 示 事 項 等	
管 財 入 札 課 処 理 欄	(受付日時) 年 月 日 時 分 (業者登録) <input type="checkbox"/> 有[業種等：] <input type="checkbox"/> 無 (対応措置) <input type="checkbox"/> 入札参加停止等 <input type="checkbox"/> 事情聴取 <input type="checkbox"/> その他()

※第6条に定める報告書の確認欄

私は、この報告書に記録された内容が事実であることを確認します。

年 月 日

事業者名等
役職・氏名

第2号様式（第6条、第7条関係）

契約業務に係る働きかけ事情聴取書

作成日： 年 月 日

事情聴取者	(所属) (職) (氏名)
立合者	(所属) (職) (氏名)
事情聴取日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
事情聴取手段	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 郵便等 <input type="checkbox"/> その他()
事情聴取場所	
事情聴取の対象者	(名称等) (職氏名) (所在地) (電話等)
働きかけの経緯	
働きかけの内容	(該当要件)第2条第1項 [<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9]号
働きかけの認知	<input type="checkbox"/> 認知している (内容:) <input type="checkbox"/> 認知していない
働きかけの依頼(第7条)	<input type="checkbox"/> 依頼した (相手方:) <input type="checkbox"/> 依頼していない
働きかけを行った(第6条)又は依頼(第7条)した理由	
その他	

第3号様式（第9条関係）

契約業務に係る要望等対応記録票

作成日： 年 月 日

記 録 者	(所属) (職) (氏名)
立 合 者	(所属) (職) (氏名)
対 応 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
対 応 手 段	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 郵便等 <input type="checkbox"/> その他()
対 応 場 所	<input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 打合せスペース <input type="checkbox"/> その他()
要 望 等 を 行 っ た 関 係 者	(名称等) (職氏名) 名刺等 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (所在地) (電話等)
要 望 等 の 経 緯	
要 望 等 の 内 容	(該当要件)第3条第1項 [<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5]号 <input type="checkbox"/> 要望等 <input type="checkbox"/> 撤回
要 望 等 へ の 対 応	
所 属 長 報 告	年 月 日 時 分
所 属 長 の 指 示 事 項 等	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無

部 長	次 長	課 長	主 幹	副 主 幹